

日本結核・非結核性抗酸菌症学会九州支部会則

昭和 57 年 4 月 1 日施行
昭和 60 年 11 月 29 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 11 月 21 日改正
平成 20 年 4 月 25 日改正
平成 21 年 11 月 25 日改正
平成 26 年 6 月 27 日改正
平成 26 年 10 月 9 日改正
令和 2 年 3 月 13 日改正
令和 8 年 2 月 10 日改正

(名 称)

第 1 条 本支部は、日本結核・非結核性抗酸菌症学会九州支部と称する。

(目 的)

第 2 条 本支部は、九州地方における結核病学の進歩を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 地方学会の開催
2. 会員相互の親睦及び連絡
3. その他の必要な事項

(事務所)

第 4 条 本支部は、事務所を支部長のもとに置く。

(会員及び名誉会員)

第 5 条 本支部は、原則として日本結核・非結核性抗酸菌症学会会員で九州地方在住のものをもって、組織する。

名誉会員は、会員中本会の目的に多大の貢献をなしたる者とし、理事会、評議委員会の議を経て、総会の賛同を得た上、支部長が推挙する。名誉会員は、会費を要しない。

(役 員)

第 6 条 本支部に、次の役員をおく。

支部長	1 名
春季・秋季会長	各 1 名
代議員	若干名
監事	若干名

(役員任期及び役職の解任)

第 7 条 支部長の任期は、2 年とし、重任できない。但し再任は妨げない。

会長の任期は、1 年とし、重任できない。

理事の任期は、2 年とし、重任、再任は妨げない。

補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、正当な理由なく、2 年連続して役員会に欠席した場合は、その役職を解かれる。

(役員を選出)

- 第8条 支部長は、日本結核・非結核性抗酸菌症学会理事（以下「本部理事」という。）の中から選び、理事会において定める。
本部理事は、理事の中から互選により定める。
理事は、会員の中より互選し、支部長が委嘱する。
会長は、理事の中から互選により定める。

(役員の任務)

- 第9条 支部長は、支部の会務を総括し、かつ、庶務会計等の実務を掌理する。
会長は、その年次の学会の運営に当たる。
理事は、支部長、会長を補佐し、本支部の運営に当る。
支部長に事故ある場合は、理事会において、爾後の処置を決す。但し、緊急な場合は、会長がこれを代行する。
会長に事故ある場合は、理事会において、爾後の処置を決す。但し緊急な場合は、支部長がこれを代行する。

(集 会)

- 第10条 本支部の集会は、学会、理事会とする。
学術講演会は、会長が毎年1回以上開催する。
理事会は、理事及び会長を以て組織し、随時必要に応じ支部長もしくは会長が招集し、議長には支部長もしくは、会長が当る。
理事会は、役員半数以上の出席を以て成立する。
集会の議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数の時は、議長が決する。

(経 費)

- 第11条 本支部の経費は、日本結核・非結核性抗酸菌症学会からの交付金及び寄付による。

(会 計)

- 第12条 本支部の予算及び決算は、理事会の議決を経た上、会員に報告するものとする。
本支部の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わるものとする。

(会則の変更)

- 第13条 本会則は、評議員会の承認を経て変更する。

(附 則)

本会則は、平成20年4月25日から施行する。

附則 平成20年4月25日改正

この会則の改正は平成20年4月25日から施行する。

附則 平成23年11月17日 育成賞については別途定める。

附則 令和8年2月4日 専攻医奨励賞については別途定める。

申し合せ事項

1. 本支部の集会は、当分の間、日本呼吸器学会（旧日本胸部疾患学会）九州支部会のそれと合同で行なう。会長は、日本呼吸器学会九州支部学術講演会会長を兼ねる。集会時の議長には、会長が当る。
- 1-2. 日本呼吸器学会との合同運営委員会は本部理事、会長、次期会長により構成する。
2. 理事の選出には、理事若干名を以て選挙委員会を組織し、選挙方法等については理事会の承認を得た上で実務に当る。
3. 学術奨励賞は別途定める。